

平成 29 年 1 月 27 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準及び 「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（案）」 に対する意見募集の結果について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、大阪市社会福祉協議会より表題について情報提供がありましたのでご報告致します。

1 月 24 日付で、『社会福祉充実残額の算定に関する通知』が発出されました。主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例について、12 月 14 日版から取り扱いが変更になっておりますのでご確認ください。

また、社会福祉充実計画原案の策定後に意見聴取を行う財務の専門家（公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人）について、法人の会計監査人や顧問税理士、評議員、監事等（理事長を除く。）であっても差し支えないことが明確化されました。

同じ欄には同日付けで発出された事務連絡「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について」も掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】「社会福祉法人制度改革」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

平成 28 年 12 月 14 日から開始された意見募集（パブリックコメント）の結果についても公表されています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495160311&Mode=2>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
大阪市立社会福祉センター311 号室
TEL 06-6765-3611 FAX 06-6765-3612